

議案第二十号

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

令和八年三月二十六日

港区教育委員会

令和8年3月26日
教育委員会議案資料 No. 8

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

(案)

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則(令和二年港区教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項、第三項、第五項及び第六項中「三月で除した」を「十二月で除した数に四を乗じた」に改める。

第二十五条第一項中「とし、第六号に掲げる期間にあつては三分の一日」を削り、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同条第三項中「、部分休業により勤務しない時間又は会計年度任用講師勤務時間規則第三十二条の二に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。)」により勤務しない時間(第二十六条において「部分休業等により勤務しない時間」という。)」を削る。

第二十五条の二第一項第六号中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)」に改め、同条第四項中「又は部分休業」を「、部分休業又は病気休暇」に改める。

第二十六条中「部分休業等により勤務しない」を「私事欠勤等の取扱いを受けた」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則新旧対照表

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(採用又は再度の任用における経験加算)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の規定による号給の決定は、採用された職について教育委員会が別に定める号給に、採用される前の経験月数を十二月で除した数に四を乗じた数(一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を加算した号給とする。ただし、この場合に加算できる数の上限は教育委員会が別に定めるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再度の任用の場合における第一項の規定による号給の決定は、前会計年度に適用されていた号給に、前会計年度の経験月数を十二月で除した数に四を乗じた数(一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を加算した号給とする。ただし、当該加算によって到達できる号給の上限は教育委員会が別に定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定による号給の決定は、採用された職について教育委員</p>	<p>(前略)</p> <p>(採用又は再度の任用における経験加算)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の規定による号給の決定は、採用された職について教育委員会が別に定める号給に、採用される前の経験月数を三月で除した数(一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を加算した号給とする。ただし、この場合に加算できる数の上限は教育委員会が別に定めるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再度の任用の場合における第一項の規定による号給の決定は、前会計年度に適用されていた号給に、前会計年度の経験月数を三月で除した数(一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を加算した号給とする。ただし、当該加算によって到達できる号給の上限は教育委員会が別に定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定による号給の決定は、採用された職について教育委員</p>
---	---

会が別に定める号給に、採用される前の経験月数を十二月で除した数に四を乗じた数（一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を加算した号給とする。ただし、この場合に加算できる数の上限は教育委員会が別に定めるものとする。

6 前項の規定にかかわらず、再度の任用の場合における第四項の規定による号給の決定は、前会計年度に適用されていた号給に、前会計年度の経験月数を十二月で除した数に四を乗じた数（一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を加算した号給とする。ただし、当該加算によって到達できる号給の上限は教育委員会が別に定めるものとする。

7 (略)

(中略)

(期末手当の欠勤等日数)

第二十五条 第二十四条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第二十六条において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用講師勤務時間規則第六条の規定による週休日、会計年度任用講師勤務時間規則第十一条の規定による休日並びに会計年度任用講師勤務時間規則第十二条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における一

会が別に定める号給に、採用される前の経験月数を三月で除した数（一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を加算した号給とする。ただし、この場合に加算できる数の上限は教育委員会が別に定めるものとする。

6 前項の規定にかかわらず、再度の任用の場合における第四項の規定による号給の決定は、前会計年度に適用されていた号給に、前会計年度の経験月数を三月で除した数（一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を加算した号給とする。ただし、当該加算によって到達できる号給の上限は教育委員会が別に定めるものとする。

7 (略)

(中略)

(期末手当の欠勤等日数)

第二十五条 第二十四条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第二十六条において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用講師勤務時間規則第六条の規定による週休日、会計年度任用講師勤務時間規則第十一条の規定による休日並びに会計年度任用講師勤務時間規則第十二条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における一

日の正規の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第一号、第二号及び第五号に掲げる期間にあつては二分の一日とする。）として換算した日数（一日（第一号、第二号及び第五号に掲げる期間にあつては二分の一日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

一五（略）

六（略）

七（略）

2（略）

3 前項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

日の正規の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第一号、第二号及び第五号に掲げる期間にあつては二分の一日とし、第六号に掲げる期間にあつては三分の一日とする。）として換算した日数（一日（第一号、第二号及び第五号に掲げる期間にあつては二分の一日とし、第六号に掲げる期間にあつては三分の一日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

一五（略）

六 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（第三項及び次条において「部分休業」という。）をしている会計年度任用講師として在職した期間

七（略）

八（略）

2（略）

3 前項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、部分休業により勤務しない時間又は会計年度任用講師勤務時間規則第三十二条の二に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間（第二十六条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

4 (略)

(勤勉手当の欠勤等日数)

第二十五条の二 第二十四条の二の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第二十六条の二において「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における一日の正規の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日(第六号に掲げる期間にあつては三分の二日とし、第九号に掲げる期間にあつては二日とする。)として換算した日数(一日(第六号に掲げる期間にあつては三分の二日とする。)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

一〇五 (略)

六 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)をしている会計年度任用講師として在職した期間

七〇十三 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定は、介護休暇、部分休業又は病気休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間(パー

4 (略)

(勤勉手当の欠勤等日数)

第二十五条の二 第二十四条の二の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第二十六条の二において「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における一日の正規の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日(第六号に掲げる期間にあつては三分の二日とし、第九号に掲げる期間にあつては二日とする。)として換算した日数(一日(第六号に掲げる期間にあつては三分の二日とする。)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

一〇五 (略)

六 部分休業をしている会計年度任用講師として在職した期間

七〇十三 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定は、介護休暇又は部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間(パートタイム講

トタイム講師として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を会計年度任用講師勤務時間規則第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この条及び次条において「パートタイム講師に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

5・6（略）

（中略）

（期末手当の欠勤等日数の算定の特例）

第二十六条 次に掲げる者（以下この条及び次条において「給与条例適用職員等」という。）が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用講師（基準日又は基準日前一箇月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用講師になった者を除く。）となった場合において、条例適用前の区職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、一日の正規の勤務時間に相当する時間及び私事欠勤等の取扱いを受けた時間に相当する時

講師として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を会計年度任用講師勤務時間規則第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この条及び次条において「パートタイム講師に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

5・6（略）

（中略）

（期末手当の欠勤等日数の算定の特例）

第二十六条 次に掲げる者（以下この条及び次条において「給与条例適用職員等」という。）が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用講師（基準日又は基準日前一箇月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用講師になった者を除く。）となった場合において、条例適用前の区職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、一日の正規の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時

間を、それぞれ条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、一日の正規の勤務時間及び私事欠勤等の取扱いを受けた時間とみなして、第二十四条及び第二十五条の規定を適用する。

一〇三 (略)

(後略)

付則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

間を、それぞれ条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、一日の正規の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、第二十四条及び第二十五条の規定を適用する。

一〇三 (略)

(後略)